

令和4年 9月作成
令和5年 12月改訂

東京都北区公契約 条例の手引き

北区総務部契約管財課

条例の目的

東京都北区公契約条例（以下、「条例」という。）は、東京都北区における公契約に関し、基本的な方針、特定労働者等に対する賃金等の支払に関する事項等を定め、公共工事等の入札、契約等の適正化及びその業務に従事する労働者等の適正な労働環境の整備を推進、公契約の適正な履行及び公共工事等の品質の確保を図り、地域経済の活性化及び区民の福祉の増進に寄与することを目的としています。

条例の基本方針

北区における公契約に係る基本的な方針は、次のとおりです。

- (1) 公契約の適正な履行により、良質な区民サービスを確保すること。
- (2) 労働者等の適正な労働条件の確保及び安全な労働環境の整備を図ること。
- (3) 区内の事業者の受注の機会を確保し、その育成を図ること。
- (4) 公契約に係る手続きの透明性を確保し、公正な競争を促進すること。
- (5) 談合その他の不正行為の排除を徹底すること。

条例制定の経緯

北区は、以前より公契約条例の制定について、労働条件の整備による公契約の質の確保などの条例の意義を踏まえ、先行自治体の情報収集に努め、庁内検討を進めてきました。

一定の調査検討の成果が得られたこと、令和2年第4回定例会において「北区における（仮称）公契約条例の制定に関する陳情」が全会一致で採択されたこと等を踏まえ、令和3年7月に庁内に北区公契約条例検討会を設置し、条例制定に向けた具体的検討を開始しました。

条例の制定にあたっては、検討会等における成果に加え、関係する団体等のヒアリング、意見交換会等を行い、意見聴取に努め、令和3年12月にパブリックコメントを実施し、これらで寄せられたご意見を踏まえ条例として制定いたしました。

本手引きについて

本手引きは、条例の制定に伴い、区民や事業者のみなさま向けに条例の趣旨、遵守すべき事項及び必要な手続を分かりやすく解説するために作成しました。

なお、より分かりやすいものとなるよう、必要に応じて順次改訂してまいります。

用語の定義

No	用語	定義	詳細
1	公契約	区が事業者と締結する契約（指定管理協定含む）	
2	受注者	区と公契約を締結する者	
3	特定公契約	公契約のうち、一定の条件に該当するもの	P4
4	特定受注者	区と特定公契約を締結する者	P5～11
5	特定受注関係者	以下の①～②のいずれかに該当するもの ①区以外の者から特定公契約に係る業務の一部を請負、又は受託する者 ②労働者派遣事業として、特定受注者や特定受注関係者に労働者を派遣する者	P5～11
6	特定労働者等	特定公契約に従事する労働者等で、一定条件で該当する方	P12
7	特定労働者等の申出	特定労働者等は、賃金等が労働報酬下限額を下回る場合等は、特定受注者等に申出ができます。	P13
8	賃金等	特定公契約に係る労務の対価で以下の①～②のいずれかに該当するもの ①特定労働者等が、雇用者より得る賃金 ②特定労働者等が、当該請負契約または業務委託契約により得る収入（消費税及び地方消費税に相当する額を除く）	
9	東京都北区公契約審議会	労働報酬下限額の設定その他公契約に関して必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として設置されます。審議会委員は、区長が委嘱する事業者団体関係者、労働者団体関係者及び学識経験者で構成されます。審議会は、原則公開の会議となります。審議会の開催情報や議事概要等は、北区ホームページで公開いたします。	
10	労働報酬下限額	特定受注者及び特定受注関係者は、特定労働者等（最低賃金法第7条に規定する労働者を除く）に対し、労働報酬下限額以上の賃金等を支払わなければなりません。	P14

特定公契約とは

令和5年7月1日以降に締結する公契約のうち、契約方法（入札、随意契約）に関わらず、以下の①～③のいずれかに該当する公契約です。

①区が発注する予定価格が9,000万円以上の「工事又は製造の請負契約」

②区が発注する予定価格が2,000万円以上の「工事及び製造以外の請負契約」及び「業務委託契約（設計委託、測量委託、地質調査委託等含む）」

③区長が認めた年間の管理経費が2,000万円以上の指定管理協定

※区長が認めた年間の管理経費：指定管理料ではなく、予め区が設定した管理経費

【注意】

※受注者が国及び地方公共団体等の場合は特定公契約対象外となります。

※予定価格は消費税及び地方消費税相当額を含む金額です。上記の①または②は、契約金額（変更契約金額含む）に関わらず、予定価格で特定公契約に該当するか否かが判定されます。また、単価契約も対象となります。

なお、特定公契約に該当する契約は、発注予定表、公募時等に特定公契約である旨を明示いたします。事業者は特定公契約であることを確認したうえで、入札・公募等に参加することになります。

特定受注者、特定受注関係者の義務

特定受注者または特定受注関係者は、以下のことを遵守する必要があります。

	対象者	
	特定受注者	特定受注関係者
(1) 特定労働者等に対する労働報酬下限額以上の賃金等支払	◎	◎
(2) 特定受注者による特定受注関係者に対する是正措置	◎	
(3) 継続雇用	○	
(4) 特定労働者等へ労働報酬下限額等の周知	◎	

◎・・・義務 ○・・・努力義務

詳細は各項目をご覧ください。

※特定受注者または特定受注関係者が義務を履行しない場合、区は契約解除を含めた対応をとることができます。

(1) 特定労働者等に対する労働報酬下限額以上の賃金等支払

特定受注者や特定受注関係者は、特定労働者等（最低賃金法第 7 条に規定する労働者を除く）に対し、労働報酬下限額以上の賃金等の支払いをすることが義務付けられます。

特定受注者や特定受注関係者が特定労働者等に支払う賃金等（雇用者からの賃金、一人親方等の場合は請負契約等における消費税及び地方消費税に相当する額を除いた請負代金等）を 1 時間あたりに換算した額が、労働報酬下限額以上となっている必要があります。

※賃金等は、税金や社会保険料等を控除する前のものであり、手取りとは異なります。

(2) 特定受注者による特定受注関係者に対する是正措置

特定受注者は、特定受注関係者が特定労働者等（最低賃金法第 7 条に規定する労働者を除く）に対して、賃金等が支払われない場合又は労働報酬下限額を下回る賃金等を支払っている場合は、労働報酬下限額以上の賃金等の支払いをするように、指導や注意喚起等の是正措置を講じる必要があります。

また、特定受注者は、特定公契約の履行に当たって特定受注関係者と契約を締結する場合は、特定受注関係者に条例の趣旨等の周知をお願いいたします。周知にあたっては、参考様式①～②（P15～16）を参考または活用し、特定受注関係者から理解を得ていただくようお願いいたします。

(3) 継続雇用

継続性のある業務に係る特定受注者は、特定公契約の締結前から当該業務に従事しており、継続して雇用されることを希望する労働者等を、特段

の事情がない限り、継続雇用するように努めなければなりません。

(4) 特定労働者へ労働報酬下限額等の周知

特定受注者は、以下の事項を特定労働者等の見やすい場所に掲示するか、書面で交付しなければなりません。

- ① 公契約条例が適用される特定労働者等の範囲
- ② 労働報酬下限額
- ③ 特定労働者等が、「特定労働者等の申出」をする場合の連絡先
- ④ 特定受注者及び特定受注関係者は、「特定労働者等の申出」を行ったことを理由に、解雇や請負契約の解除その他不利益な取扱いを行ってはならないこと。

参考様式③（P17）を参考または活用し、周知を徹底してください。

特定受注者、特定受注関係者が義務を履行しない場合

特定受注者や特定受注関係者が、条例の義務の履行を確認できない場合や「特定労働者等の申出」があった場合、区は必要に応じて以下の対応を検討します。

	対象者		対応の流れ
	特定受注者	特定受注関係者	
(1) 報告の徴収や必要資料の提出	○	○	●区は必要に応じて労働条件等の調査を行います。
(2) 事業所等へ立入調査	○	○	
(3) 是正措置	○		●(1)(2)の調査の結果、必要であると区が認めた場合
(4) 特定公契約の解除等 損害賠償及び違約金の徴収	○		●(1)(2)の調査で虚偽や拒否等があった場合 ●(3)を適正に行わなかった場合
(5) 公表	○	○	●(4)の対象となった場合 ●契約終了後に違反が発覚した場合

詳細は各項目をご覧ください。

(1) 報告の徴収や必要資料の提出

区は必要に応じて、特定受注者や特定受注関係者に特定労働者等の労働条件等を示した報告や必要資料の提出を求めます。

(2) 事業所等へ立入調査

区は必要に応じて、特定受注者または特定受注関係者の事業所等へ区職員による立入調査を行います。その際に、区職員は特定労働者等の労働条件が分かる資料や物件を調査し、関係者に質問することができます。

(3) 是正措置

前記(1)(2)で違反が認められたときは、区は特定受注者に対して必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。特定受注者は、必要な措置を講じて、その内容を区に報告しなければなりません。

(4) 特定公契約の解除等、損害賠償及び違約金の徴収

以下に該当する場合、区は特定公契約の解除等を行うことができます。

- 前記(1)(2)の報告、必要資料の提出や立入調査を拒否した場合や虚偽の回答をした場合
- 前記(3)の必要な措置を行わなかった場合
- 前記(3)の必要な措置を行った内容の報告を区にしなかった場合や虚偽の報告をした場合

なお、特定公契約の解除を行った場合は、区は必要に応じて損害賠償及び違約金を徴収することができます。この特定公契約の解除によって、区は特定受注者や特定受注関係者への損害賠償の責任を負いません。

(5) 公表

前記(4)によって、解除等を行った場合や特定公契約の契約期間の終了後に特定受注者または特定受注関係者が条例に違反していたことが判明した場合、区はその旨を公表することができます。

特定受注者、特定受注関係者の手続き

特定公契約を締結する際は、特定受注者または特定受注関係者に以下の手続きが必要になります。

	対象者	
	特定受注者	特定受注関係者
(1) 特定受注関係者へ条例の趣旨等の周知	○	○
(2) 労働条件等報告書の提出	◎	
(3) 特定公契約に関する特約への合意	◎	

◎・・・必須の手続き ○・・・必要に応じて行っていただく手続き

詳細は各項目をご覧ください。

(1) 特定受注関係者へ条例の趣旨等の周知

特定受注者または特定受注関係者は、特定公契約の履行に当たって、特定受注関係者と契約を締結する場合は、特定受注関係者に本契約が特定公契約であること及び条例の趣旨、遵守すべき事項等の周知を行い、特定受注関係者から理解を得ていただくようお願いいたします。

周知にあたっては、参考様式①～②（P15～16）を参考または活用ください。

(2) 労働条件等報告書の提出

特定受注者は、特定公契約を履行する前に労働条件等報告書を区に提出する必要があります。

○提出時期

通常：特定公契約の契約書を提出する際に併せてご提出ください。

随時：すでにご提出いただいた労働条件等報告書の記載内容が変更になる場合は、変更事由が生じた後にすみやかにご提出ください。

労働条件等報告書は、様式①（P18）をご確認ください。

(3) 特定公契約に関する特約への合意

特定受注者は、「東京都北区公契約条例に基づく特定公契約に関する特約」（以下、特約）に合意したうえで、契約を締結することになります。

特約は、契約書（正本・副本両方）に、綴じていただくこととなります。特約は、契約書と併せて区からご案内いたします。

特約については、様式②（P19～22）をご確認ください。

特定労働者等とは

特定公契約に従事する労働者のうち、以下の①～③のいずれかに該当する労働者です。

- ①特定受注者、特定受注関係者に雇用（アルバイト、日雇い労働者等雇用形態は問いません）され、専ら特定公契約に係る業務に従事する労働者
 - ②労働者派遣事業として、特定受注者又は特定受注関係者に派遣され、専ら特定公契約に係る業務に従事する派遣労働者
 - ③自らが提供する労務の対価を得るために区以外の者から特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（いわゆる一人親方等）
- ※上記①～③に該当する者は、区民でなくても条例で特定労働者等として扱われます。

【注意】次に掲げる者は、特定労働者等に含まれません。

- ①同居親族のみを使用する事業所に使用される者及び家事使用人
- ②労働基準法第9条に規定する労働者でない者
（例：ボランティア、会社役員等）
- ③特定公契約に係る業務に直接従事しない者
（例：本社等で間接的に従事する事務員、材料の製造に従事する者等）
- ④特定公契約に係る業務に従事した時間が1か月あたり30分未満の者

※特定受注者、特定受注関係者は、雇用契約締結時等に東京都北区公契約条例の趣旨等を労働者等に周知し、理解を得ていただくようお願いいたします。

特定労働者等の申出

特定労働者等は、賃金等が支払われない場合又は労働報酬下限額を下回る場合は、区や特定受注者または特定受注関係者に申出ができます。

区に申し出る場合は、下記へご相談ください。

北区役所 契約管財課 契約係

TEL：03-3908-8695

FAX：03-3908-1109

なお、秘密は厳守いたします。

ご相談いただいた内容を精査し、必要に応じて特定受注者や特定受注関係者への対応を検討いたします。

また、この申出による特定受注者または特定受注関係者からの不利益な取り扱いは禁止されています。

労働報酬下限額とは

労働報酬下限額とは、特定受注者及び特定受注関係者が特定労働者等（最低賃金法第7条に規定する労働者を除く）に対して支払わなければならない賃金等の下限となる1時間当たりの額です。令和5年7月1日以降に締結する契約及び指定管理協定（基本協定）から適用されます。

労働報酬下限額は、北区公契約審議会からの答申を踏まえ、区長が年度ごとに定め、告示します。

参考様式①

年 月 日

御中

特定公契約業務の実施について

貴社から依頼された東京都北区公契約条例の特定公契約に係る業務の実施にあたり、東京都北区公契約条例の趣旨、弊社が遵守すべき事項等を確認しました。

特定公契約に係る業務の実施にあたり、弊社が他社と契約を締結する場合は、東京都北区公契約条例で定める特定公契約であること、東京都北区公契約条例の趣旨及び当該他社が遵守すべき事項等を周知いたします。

参考様式②

特定公契約業務の実施についての覚書

甲が東京都北区から受注している東京都北区公契約条例で定める特定公契約に係る業務を乙が実施するにあたり、乙は下記の①～②の事項について合意し、次のおり覚書を締結する。

- ①甲は、乙に東京都北区公契約条例の趣旨、乙が遵守すべき事項等を周知し、乙はそれらを確認すること。
- ②本業務の実施に当たって、乙が他社と契約を締結する場合は、東京都北区公契約条例で定める特定公契約であること、東京都北区公契約条例の趣旨及び当該他社が遵守すべき事項等を周知すること。

年 月 日

甲

乙

公契約条例のお知らせ

あなたの業務には、「東京都北区公契約条例」における特定公契約に該当します。「東京都北区公契約条例」に基づき、賃金等の下限額（労働報酬下限額）が決められています。

賃金等が、下記の労働報酬下限額より低い場合や支払われていない場合は、北区または雇用者等に申出ることができます。なお、この申し出により、雇用者が不利益な取り扱いをすることは禁止されています。

適用される労働者の範囲

- ① 特定受注者、特定受注関係者に雇用され、特定公契約に係る業務に専ら従事する労働者
- ② 労働者派遣事業として、特定受注者又は特定受注関係者に派遣され、特定公契約に係る業務に専ら従事する派遣労働者
- ③ 自らが提供する労務の対価を得るために区以外の者から特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（いわゆる一人親方等）

あなたの労働報酬下限額

: _____ 円

: 別紙参照

申し出する場合の連絡先

特定受注者

○ _____ 会社 TEL : _____

特定受注関係者

○ _____ 会社 TEL : _____

北区

○ 北区役所 契約管財課 契約係 TEL : 03-3908-8695

第1号様式（第5条関係）

労働条件等報告書

東京都北区長 殿

東京都北区公契約条例に基づき、契約（指定管理協定）名： _____

（契約番号： _____）の履行に当たり、労働条件等に関する事項を報告します。

以下の①～⑬の全項目を既に満たしていることを確認しました。

改善事項に記載した項目は、現在は実施できておりません。そのため、改善対応欄のとおり改善に向けての対応を行います。

年 月 日

住所 又は 所在地

商号 又は 名称

代表者名又は氏名

- ①労働者に対し、雇用契約書等により、労働基準法に定める労働条件等（労働時間、賃金等）を書面で明示している。
- ②労働者に対して就業規則を周知しており、労働基準監督署に届け出ている。
- ③時間外及び休日の労働に関する協定（36協定）を締結し、労働基準監督署に届け出ている。
- ④労働時間は、適正に管理している。
- ⑤賃金等は、決められた日に支給している。
- ⑥当該年度の労働報酬下限額を確認しており、労働報酬下限額以上の賃金等を支給している。
- ⑦労働者名簿、賃金台帳及び出勤簿を作成し、適正に管理している。
- ⑧労働者災害補償保険に適正に加入している。
- ⑨雇用保険に適正に加入している。
- ⑩健康保険に適正に加入している。
- ⑪厚生年金に適正に加入している。
- ⑫常時使用する労働者に、1年に1回以上、健康診断を実施している。
- ⑬下請業者等に本契約が特定公契約であること及び東京都北区公契約条例の趣旨、遵守すべき事項等を周知している（下請等を行う場合に限る。）。

改善事項

項目	改善対応

東京都北区公契約条例に基づく特定公契約に関する特約

受注者は、本契約を締結するに当たり、東京都北区公契約条例（令和4年6月東京都北区条例第21号。以下「条例」という）及び東京都北区公契約条例施行規則（令和4年6月東京都北区規則第56号）を遵守することとする。

本特約は、本特約が添付される契約と一体をなす。

（用語の定義）

第1条 本特約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）発注者 東京都北区をいう
- （2）受注者 発注者と本契約を締結する者をいう。
- （3）受注関係者 次に掲げる者をいう。
 - ア 発注者以外の者から本契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（次号ウに掲げる者を除く。）
 - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第3号に規定する労働者派遣事業として、受注者又はアに掲げる者に労働者を派遣する者
- （4）労働者等 次に掲げる者をいう。
 - ア 受注者又は受注関係者に雇用され、専ら本契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）
 - イ 前号イに掲げる者が雇用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第2号に規定する派遣労働者であって、専ら本契約に係る業務に従事しているもの
 - ウ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は前号アに掲げる者から本契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者
- （5）賃金等 本契約に係る労務の対価で、次に掲げるものをいう。
 - ア 前号ア又はイに該当する者がその雇用する者から得る収入
 - イ 前号ウに該当する者が当該請負契約又は業務委託契約により得る収入

（労働関係法令の遵守）

第2条 受注者は、労働基準法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守し、労働者の労働環境を確保しなければならない。

(継続雇用)

第 3 条 継続性のある業務に係る受注者は、当該業務に従事する者の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、本契約の締結前から当該業務に従事していた者であって、雇用されることを希望するものを、特別の事情がない限り、雇用するように努めなければならない。

(賃金等の支払)

第 4 条 受注者は、労働者等（最低賃金法第 7 条に規定する労働者を除く。次条及び第 7 条から第 8 条までにおいて同じ。）に対し、条例第 7 条に規定する労働報酬下限額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の賃金等を支払わなければならない。

(受注者の講ずべき措置)

第 5 条 受注者は、受注関係者が労働者等に対して賃金等を支払わない場合又は支払った賃金等の額が労働報酬下限額を下回った場合は、当該労働者等に対し、当該賃金等に相当する額又はその差額に相当する額が支払われるよう、必要な措置を講じなければならない。

(労働者等の労働条件等の報告)

第 6 条 受注者は、本契約を締結する際に、条例第 9 条に基づき報告した労働者等の労働条件等に関する事項に変更が生じた場合は、速やかに再度報告を行わなければならない。

(労働者等への周知)

第 7 条 受注者は、次に掲げる事項を本契約に係る業務を実施する作業所等の見やすい場所に掲示し、又は当該事項を記載した書面を交付すること等により、労働者等に周知しなければならない。

(1) 条例の適用を受ける労働者等の範囲

(2) 労働報酬下限額

(3) 条例第 11 条の規定による申出をする場合の連絡先

(4) 前号の申出をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと。

(不利益な取扱いの禁止)

第 8 条 受注者は、条例第 11 条の規定による申出があったときは、当該申出をした労働者等に対し、誠実に対応するとともに、当該申出を理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(受注関係者への周知)

第 9 条 受注者は、本契約に係る業務の履行に当たって、受注関係者と契約を締結する場合は、本契約が条例第 2 条第 3 号の特定公契約であること及び条例の趣旨、遵守すべき事項等について受注関係者に周知を行うものとする。

2 受注者は、受注関係者が本契約に係る業務の履行に当たって、他の受注関係者と契約を締結する場合は、前項に定める事項等について受注関係者が当該他の受注関係者に周知を行うように受注関係者に指導を行うものとする。

(報告の徴収等及び立入調査)

第 10 条 発注者は、条例第 11 条の規定による申出があったとき、又は条例に定める事項の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者若しくは受注関係者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に受注者若しくは受注関係者の事業所等へ立ち入り、労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 受注者は、前項の規定による報告及び資料の提出の求め並びに立入調査に応じなければならない。

(是正措置)

第 11 条 発注者は、前条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者又は受注関係者が条例に違反していると認めるときは、受注者に対して速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 受注者は、前項の規定による命令があったときは、速やかに当該違反の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を発注者に報告しなければならない。

(契約の解除等)

第 12 条 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる。

(1) 受注者又は受注関係者が第 10 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合

(2) 受注者が前条第一項の規定による命令に違反した場合

(3) 受注者が前条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

2 発注者は、前項の規定により本契約の解除をした場合において、受注者から違約金を徴収することができる。

(損害賠償)

第 13 条 発注者は、受注者に対し、前条第 1 項の規定による本契約の解除により生じた損害の賠償を請求することができる。

- 2 発注者は、前条第1項の規定による本契約の解除により受注者及び受注関係者に生じた損害を賠償する責任を負わない。

(公表)

第14条 発注者は、第12条第1項の規定により本契約を解除した場合又は本契約の履行期間の終了後に受注者若しくは受注関係者が条例の規定に違反していたことが判明した場合は、その旨を公表することができる。

東京都北区公契約条例

(目的)

第一条 この条例は、東京都北区（以下「区」という。）における公契約に関し、基本的な方針及び特定労働者等に対する賃金等の支払に関する事項その他必要な事項を定めることにより、公共工事等の入札、契約等の適正化及びその業務に従事する労働者等の適正な労働環境の整備を推進し、公契約の適正な履行及び公契約に基づく公共工事等の品質の確保を図り、もって地域経済の活性化及び区民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 公契約 区が事業者と締結する請負契約、業務委託契約、売買契約その他の契約及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）と締結するその管理する同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。

二 受注者 区と公契約を締結する者をいう。

三 特定公契約 次に掲げる公契約（東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める者と締結するものを除く。）をいう。

イ 区が発注する工事又は製造の請負契約のうち予定価格が九千万円以上のもの

ロ 区が発注する工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約のうち予定価格が二千万円以上のもの

ハ 施設の管理に要する経費として区長が認めたものの額が一年当たり二千万円以上である指定管理協定

四 特定受注者 区と特定公契約を締結する者をいう。

五 特定受注関係者 次に掲げる者をいう。

イ 区以外の者から特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（次号ハに掲げる者を除く。）

ロ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業として、特定受注者又はイに掲げる

者に労働者を派遣する者

六 特定労働者等 次に掲げる者をいう。

イ 特定受注者又は前号イに掲げる者に雇用され、専ら特定公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）

ロ 前号ロに掲げる者が雇用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第二号に規定する派遣労働者であって、専ら特定公契約に係る業務に従事しているもの

ハ 自らの労務の対価を得るため、区以外の者から特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者

七 賃金等 特定公契約に係る労務の対価で、次に掲げるものをいう。

イ 前号イ又はロに該当する者がその雇用する者から得る賃金

ロ 前号ハに該当する者が当該請負契約又は業務委託契約により得る収入

（基本方針）

第三条 区における公契約に係る基本的な方針は、次のとおりとする。

- 一 公契約の適正な履行により、良質な区民サービスを確保すること。
- 二 労働者等の適正な労働条件の確保及び安全な労働環境の整備を図ること。
- 三 区内の事業者の受注の機会を確保し、その育成を図ること。
- 四 公契約に係る手続の透明性を確保し、公正な競争を促進すること。
- 五 談合その他の不正行為の排除を徹底すること。

（区の責務）

第四条 区は、前条の基本的な方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。

（受注者の責務）

第五条 受注者は、公契約を締結した者としての責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、前条の施策に協力するよう努めなければならない。

2 受注者は、労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めなければならない。

（継続雇用）

第六条 継続性のある業務に関する特定公契約に係る特定受注者は、当該業務に従事する者の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該特定公契約の締結前から当該

業務に従事していた者であって、雇用されることを希望するものを、特別の事情がない限り、雇用するように努めなければならない。

(労働報酬下限額)

第七条 特定受注者及び特定受注関係者は、特定労働者等（最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）第七条に規定する労働者を除く。以下この条、次条及び第十条から第十二条までにおいて同じ。）に対して、区長が定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の賃金等を支払わなければならない。

2 区長は、次の各号に掲げる特定労働者等の区分に応じ、当該各号に定めるものその他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

一 工事又は製造の請負契約に係る業務に従事する特定労働者等 農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価

二 前号に掲げる特定労働者等以外の特定労働者等 最低賃金法第九条第一項に規定する地域別最低賃金、区に勤務する時間額で報酬を定める職員の報酬の額その他公的機関が定める基準

3 労働報酬下限額は、時間によって定めるものとする。この場合において、賃金等が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められているときにおける当該賃金等の換算方法は、規則で定める。

4 区長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、あらかじめ、東京都北区公契約審議会の意見を聴かななければならない。

5 区長は、労働報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。

(特定受注者の講ずべき措置)

第八条 特定受注者は、特定受注関係者が特定労働者等に対して賃金等を支払わない場合又は支払った賃金等の額が労働報酬下限額を下回った場合は、当該特定労働者等に対し、当該賃金等に相当する額又はその差額に相当する額が支払われるよう、必要な措置を講じなければならない。

(特定労働者等の労働条件等の報告)

第九条 特定受注者は、規則で定めるところにより、雇用契約の締結の状況、特定労働者等に対する賃金等の支払状況その他の特定労働者等の労働条件等に関する事項を区長に報告しなければならない。

(特定労働者等への周知)

第十条 特定受注者は、次に掲げる事項を作業所等の特定労働者等の見やすい場所に掲示し、又は特定労働者等に対し、当該事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 この条例が適用される特定労働者等の範囲
- 二 労働報酬下限額
- 三 次条の規定による申出をする場合の連絡先
- 四 特定受注者及び特定受注関係者は、次条の規定による申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこと。

(特定労働者等の申出)

第十一条 特定労働者等は、賃金等が支払われるべき日において、支払われるべき当該賃金等が支払われていない場合又は支払われた当該賃金等の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区長又は特定受注者若しくは特定受注関係者にその事実を申し出ることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第十二条 特定受注者及び特定受注関係者は、前条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該特定労働者等が当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(報告の徴収等及び立入調査)

第十三条 区長は、第十一条の規定による申出があったとき、又はこの条例に定める事項の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、特定受注者若しくは特定受注関係者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に特定受注者若しくは特定受注関係者の事業所等へ立ち入り、特定労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(是正措置)

第十四条 区長は、前条第一項の報告及び資料の提出並びに立入調査の結果、特定受注者及び特定受注関係者がこの条例の規定に違反していると認めるときは、特定受注者に対して速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 2 特定受注者は、前項の規定による命令があったときは、速やかに当該違反の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を区長に報告しなければならない。

(特定公契約の解除等)

第十五条 区長は、特定公契約において、次に掲げる当該特定公契約の解除等に関する事項を定めるものとする。

- 一 区は、次のいずれかに該当する場合は、特定公契約を解除すること（指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることをいう。）ができること。
 - イ 特定受注者又は特定受注関係者が第十三条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合
 - ロ 特定受注者が前条第一項の規定による命令に違反した場合
 - ハ 特定受注者が前条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合
- 二 前号の規定による特定公契約の解除によって特定受注者又は特定受注関係者に損害が生じたときであっても、区は、その損害を賠償する責任を負わないこと。
- 三 区は、第一号の規定による特定公契約の解除をした場合において、特定受注者から違約金を徴収することができること。

（公表）

第十六条 前条第一号の規定による特定公契約の解除をした場合又は特定公契約の契約期間の終了後に特定受注者若しくは特定受注関係者がこの条例の規定に違反していたことが判明した場合は、区長は、その旨を公表することができる。

- 2 区長は、前項の規定により公表しようとするときは、当該特定受注者又は特定受注関係者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

（審議会の設置）

第十七条 労働報酬下限額の設定その他公契約に関して必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、東京都北区公契約審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の所掌事項）

第十八条 審議会は、第七条第二項の規定による労働報酬下限額の設定に関する事項その他公契約に関する重要な事項について、区長の諮問に応じ、答申する。

（審議会の組織）

第十九条 審議会は、事業者団体関係者、労働者団体関係者及び学識経験者のうちから、区長が委嘱する委員七人以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（審議会の会長）

第二十条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の会議)

第二十一条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席等)

第二十二条 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第二十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年七月一日から施行する。ただし、第七条第二項から第五項まで及び第十七条から第二十二条まで並びに付則第三項及び第四項の規定は、令和四年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 第六条、第七条第一項及び第八条から第十六条までの規定は、この条例の施行の日以後に締結する請負契約及び業務委託契約並びに指定管理協定について適用する。

3 付則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に委嘱される委員の任期は、第十九条第二項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

(東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年十二月東京都北区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

東京都北区公契約審議会	会長	二〇、六〇〇円
	学識経験者から委嘱された委員	一八、五〇〇円

○東京都北区公契約条例施行規則

令和四年六月二一日規則第五六号

東京都北区公契約条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都北区公契約条例（令和四年六月東京都北区条例第二十一号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(特定公契約の適用を受けないもの)

第三条 条例第二条第三号の規則で定める者は、国、地方公共団体その他特に区長が認める者とする。

(時間以外の期間によって定められている場合等の賃金等の換算方法)

第四条 条例第七条第三項後段の賃金等が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められているときにおける当該賃金等の換算方法については、最低賃金法施行規則（昭和三十四年労働省令第十六号）第二条の規定を準用する。

(特定労働者等の労働条件等に関する事項の報告)

第五条 条例第九条の規定による報告は、区長が指定する日までに労働条件等報告書（別記第一号様式）を区長に提出することにより行うものとする。

2 特定受注者は、前項の規定により報告した事項に変更があったときは、速やかに変更後の事項を記載した労働条件等報告書を区長に提出するものとする。

(身分証明書)

第六条 条例第十三条第二項の証明書は、身分証明書（別記第二号様式）とする。

(公表)

第七条 条例第十六条第一項の規定による公表は、次に掲げる事項を区のホームページへ掲載する方法により行うものとする。

- 一 特定公契約の件名及び特定公契約を締結した日（指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る公の施設の名称及び指定管理者の指定の日）
- 二 特定受注者又は特定受注関係者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 三 特定公契約を解除した場合にあっては、その日（指定管理協定にあっては、当該指定管理協

定に係る指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた日) 及びその理由

四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(審議会の庶務)

第八条 審議会の庶務は、総務部契約管財課において処理する。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、令和五年七月一日から施行する。ただし、第四条及び第八条の規定は、令和四年七月一日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

労働条件等報告書

東京都北区長 殿

東京都北区公契約条例に基づき、契約（指定管理協定）名： _____
（契約番号： _____）の履行に当たり、労働条件等に関する事項を報告します。

- 以下の①～⑬の全項目を既に満たしていることを確認しました。
- 改善事項に記載した項目は、現在は実施できておりません。そのため、改善対応欄のとおり改善に向けての対応を行います。

年 月 日
住所 又は 所在地
商号 又は 名称
代表者名又は氏名

- ①労働者に対し、雇用契約書等により、労働基準法に定める労働条件等（労働時間、賃金等）を書面で明示している。
- ②労働者に対して就業規則を周知しており、労働基準監督署に届け出ている。
- ③時間外及び休日の労働に関する協定（36協定）を締結し、労働基準監督署に届け出ている。
- ④労働時間は、適正に管理している。
- ⑤賃金等は、決められた日に支給している。
- ⑥当該年度の労働報酬下限額を確認しており、労働報酬下限額以上の賃金等を支給している。
- ⑦労働者名簿、賃金台帳及び出勤簿を作成し、適正に管理している。
- ⑧労働者災害補償保険に適正に加入している。
- ⑨雇用保険に適正に加入している。
- ⑩健康保険に適正に加入している。
- ⑪厚生年金に適正に加入している。
- ⑫常時使用する労働者に、1年に1回以上、健康診断を実施している。
- ⑬下請業者等に本契約が特定公契約であること及び東京都北区公契約条例の趣旨、遵守すべき事項等を周知している（下請等を行う場合に限る。）。

改善事項

項目	改善対応

第2号様式（第6条関係）

（表）

身分証明書		写真
職名		
氏名		
生年月日		
上記の者は、東京都北区公契約条例第13条第1項に規定する行為を行う権限を有する者であることを証明します。		
発行年月日	年 月 日	
有効期限	年 月 日	
東京都北区長		印

（裏）

東京都北区公契約条例（抜粋）

（報告の徴収等及び立入調査）

第13条 区長は、第11条の規定による申出があったとき、又はこの条例に定める事項の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、特定受注者若しくは特定受注関係者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に特定受注者若しくは特定受注関係者の事業所等へ立ち入り、特定労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。